

宗像市
国土強靭化地域計画
(案)

令和3年6月策定
令和8年○月改定
(令和8年1月時点)



目 次

第1章 国土強靭化の基本的考え方	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 基本目標	2
4. 事前に備えるべき目標	3
5. 基本的な方針	3
6. 地域特性	5
7. 対象とする自然災害	10
8. 被害想定	11
第2章 脆弱性の評価	15
1. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	15
2. 脆弱性評価結果	16
第3章 国土強靭化の推進方針	17
1. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針	17
第4章 計画の推進と見直し	32
1. 計画の推進体制	32
2. 計画の見直し	32
卷末資料 個別事業一覧（国交付金等活用事業）	
用語解説	

第1章 国土強靭化の基本的考え方

1. 計画策定の趣旨

我が国ではこれまで多くの大規模自然災害等による被害を受け、その度に復旧・復興を強いられてきた。平成23（2011）年に発災した東日本大震災では、一つの教訓として、甚大な被害発生と長期間かけて復旧・復興を図る「事後対策」を避け、最悪の事態を念頭に、平時から備えを行うことの重要性が改めて認識された。このような教訓と、今後も南海トラフ沿いで大規模な地震が発生することが懸念されていること等を背景に、平成25（2013）年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。

基本法では、同法第13条に「都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靭化地域計画」という。）を、国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

福岡県では、県の強靭化に関する施策を、国全体の国土強靭化施策との調和を図りながら、国や県内市町村、民間事業者などの関係者相互の連携によって推進する指針として「福岡県地域強靭化計画（平成28年3月策定、令和4年改定）」（以下「県計画」という。）を策定・公表している。

このような動向を踏まえ、本市では、国・福岡県での強靭化施策との調和を図りながら、本市で現在取り組んでいる防災・減災対策を考慮し、本市に必要な事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興に資する強靭化に関する施策を総合的、計画的に推進するため、その指針となる宗像市国土強靭化地域計画（以下「本計画」という。）を令和3年6月に策定、令和8年○月に改定した。

2. 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靭化地域計画」であり、国土強靭化基本計画の「基本目標」、「基本的な方針」を踏まえつつ、基本法第14条に基づく基本計画や県計画との調和を保った計画である。

また、「第3次宗像市総合計画」「宗像市地域防災計画」「第3次宗像市国土利用計画」と基本的な考え方の整合が図られた計画とし、宗像市における地域強靭化施策を推進する上での指針とするものである。

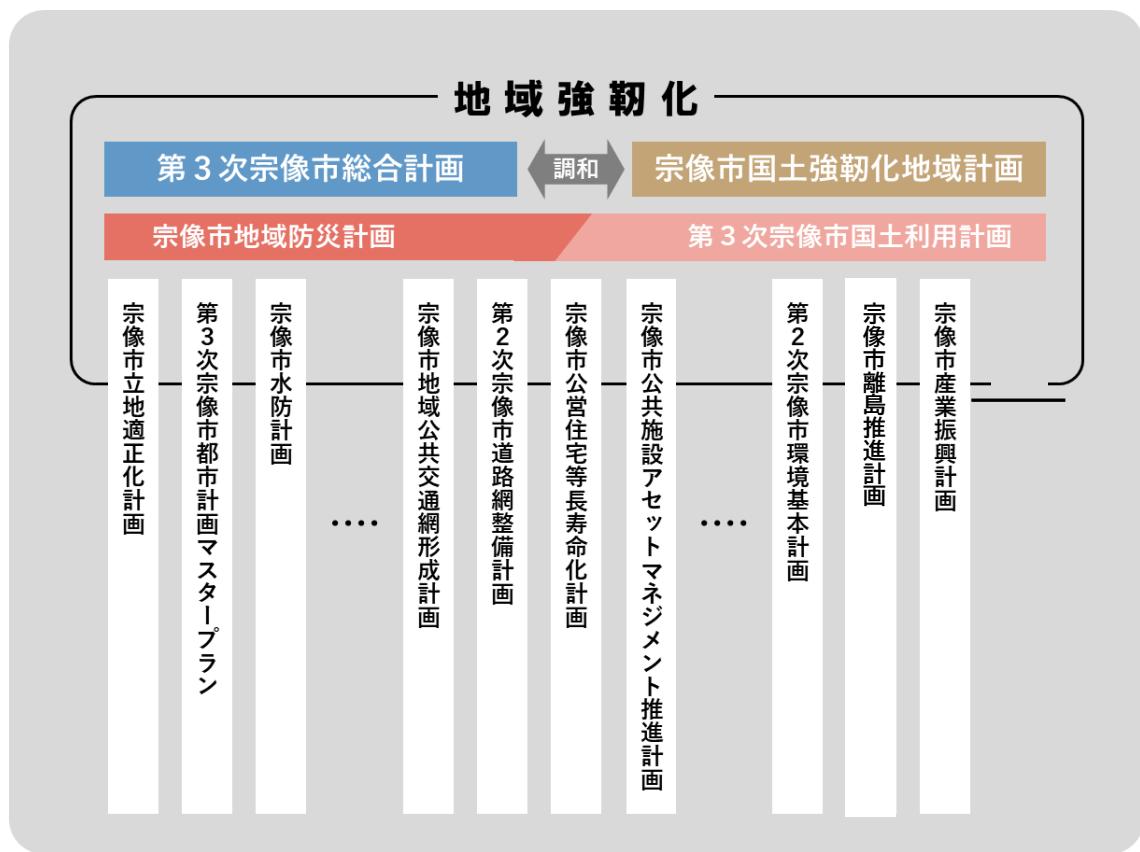


図 計画の位置づけ

3. 基本目標

基本法第14条において、本計画は、「国土強靭化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されており、基本計画及び県計画や宗像市の役割などを踏まえ、以下のとおり設定する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 本市の行政機能が致命的な被害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

4. 事前に備えるべき目標

基本計画及び県計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下のとおり設定する。

- ① あらゆる自然災害に起因する直接死を最大限防ぐ。
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する。
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン^{*}、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- ⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する。

5. 基本的な方針

本計画及び県計画との調和を図る観点から、基本計画で定める「国土強靭化を推進する上での基本的な方針」、県計画で定める「地域強靭化を推進する上での基本的な方針」に準じることとした上で、地域の特性を踏まえ、以下の点に留意して地域強靭化を推進する。

（1）強靭化の取組姿勢

○長期的な視点に基づく計画の推進

- ・短期的な視点によらず、長期的な視点に基づき計画的な取組を推進する。
- ・一方で、短期的な視点に基づき P D C A サイクル^{*}による進捗管理を行うことで、施策の確実な進捗を図るとともに、見直し・改善を行う。

○「基礎体力」の向上

- ・主にインフラ整備による、災害から「防護する力」のみならず、防災リテラシーの教育や、災害時の体制づくりなどの平常時の取組による、災害に対する「抵抗力」や災害後の迅速な「回復力」を平常時から高め、災害に対する「基礎体力」の向上を図る。

（2）取組の効果的な組み合わせ

○ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

- ・防災施設の整備や耐震化等のハード対策と、訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて、効果的に施策を推進する。

○関係機関との連携の強化

- ・近隣の市町村との連携はもとより、国や県との連携強化を図り、災害時の応援体制の実効性を確保する。

○「自助」・「共助」・「公助」の適切な組み合わせと官民の連携

- ・行政による支援（公助）のみならず、自分の身は自分で守ること（自助）、地区コミュニティなどで協力して助け合うこと（共助）を適切に組み合わせ、官民が連携及び役割分担して一体的に取り組む。

（3）地域の特性に応じた施策の推進

○地域強靭化の担い手が適切に活動できる環境の整備

- ・地区コミュニティ機能の向上を図るとともに、地域防災を推進するリーダーの確保育成に努め、地域強靭化を社会全体の取組として推進する。

○要配慮者や女性の視点等への配慮

- ・災害時にすべての住民が円滑かつ迅速に避難できるよう、要配慮者や女性の視点等、様々な視点からの防災対策を講じる。また、旅行者等の一時滞在者や外国人等に対しても、平常時の取組を含め、十分に配慮する。

6. 地域特性

(1) 位置

本市は、福岡県の北部に位置し、東側は遠賀郡岡垣町、遠賀町、鞍手郡鞍手町、南側は宮若市、西側は福津市、北側は玄界灘に面しており、沖合には大島、地島、勝島、沖ノ島などの離島がある。

また、本市から 20 km 圏内には福岡市及び北九州市の両政令指定都市が位置する。市域面積（離島含む）は 11,994ha であり、うち離島面積は 1,001ha である。



図 宗像市の位置

(2) 地勢

本市は、北は玄界灘に開け、その他を標高 200~400m前後の山々や丘陵に囲まれた盆地の地形を成し、市中央を 2 級河川の釣川が貫流している。

市東部には、本市の中でも標高が高い湯川山、孔大寺山、金山、城山からなる四塙連山が連なる。

釣川河口部はかつて入海であったが、堆積作用や河川改修により、現在では田園地帯が広がっている。離島は、沿岸部からすぐに険しい斜面が続き、平地に乏しい地形である。

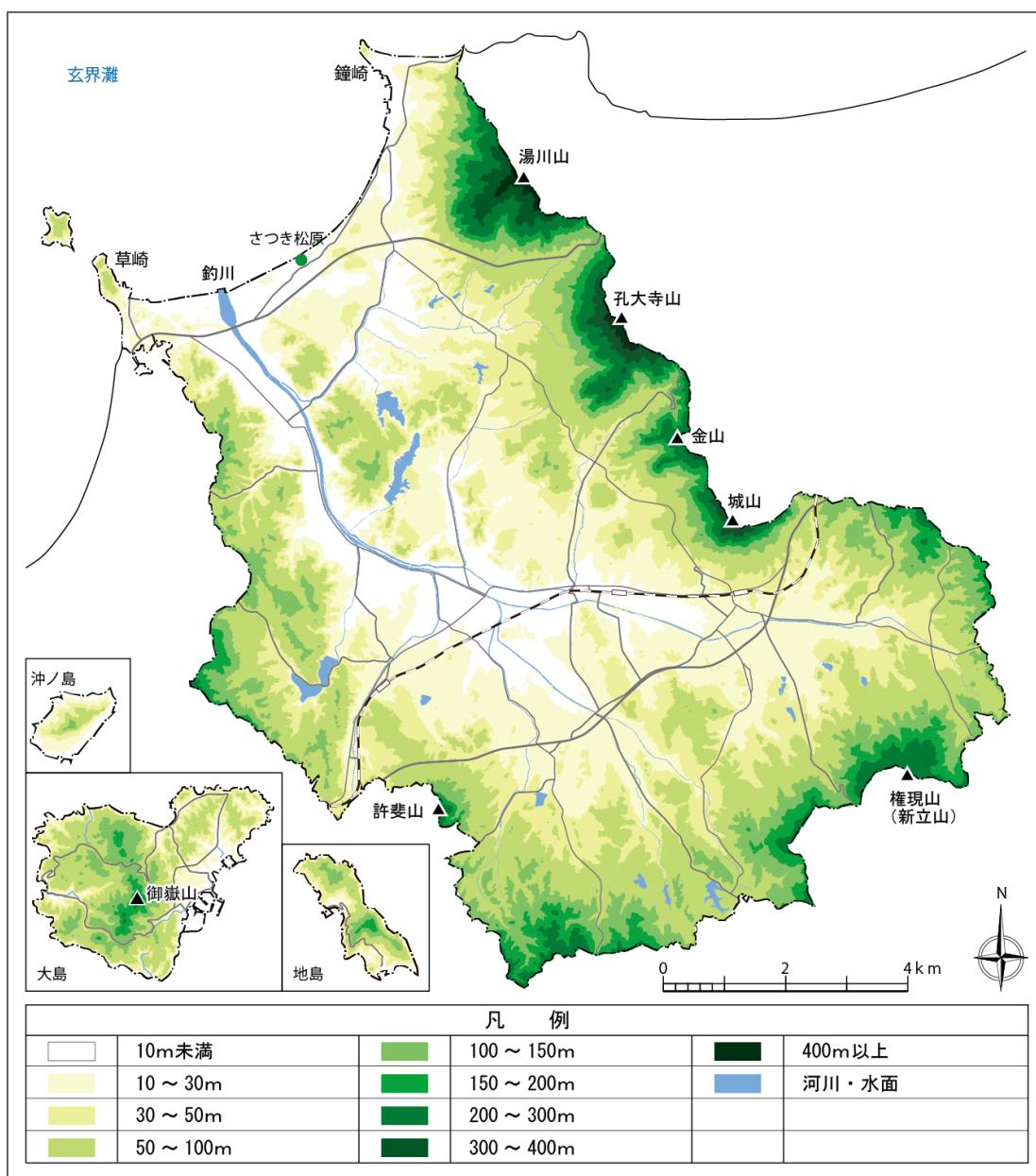


図 宗像市の地勢

(3) 水系

本市の水系は、離島を除いて、独立水系である釣川の流域で構成されており、宗像市吉留の倉久山を源となし、高瀬川・朝町川・八並川・大井川・山田川・横山川・四十里川・樽見川・阿久住川・吉田川の10支川を集め本市の中心部を流下し、神湊において玄界灘に注ぐ。

流域面積 101.5 km²、幹線流路延長 16.3 km の 2 級河川である。

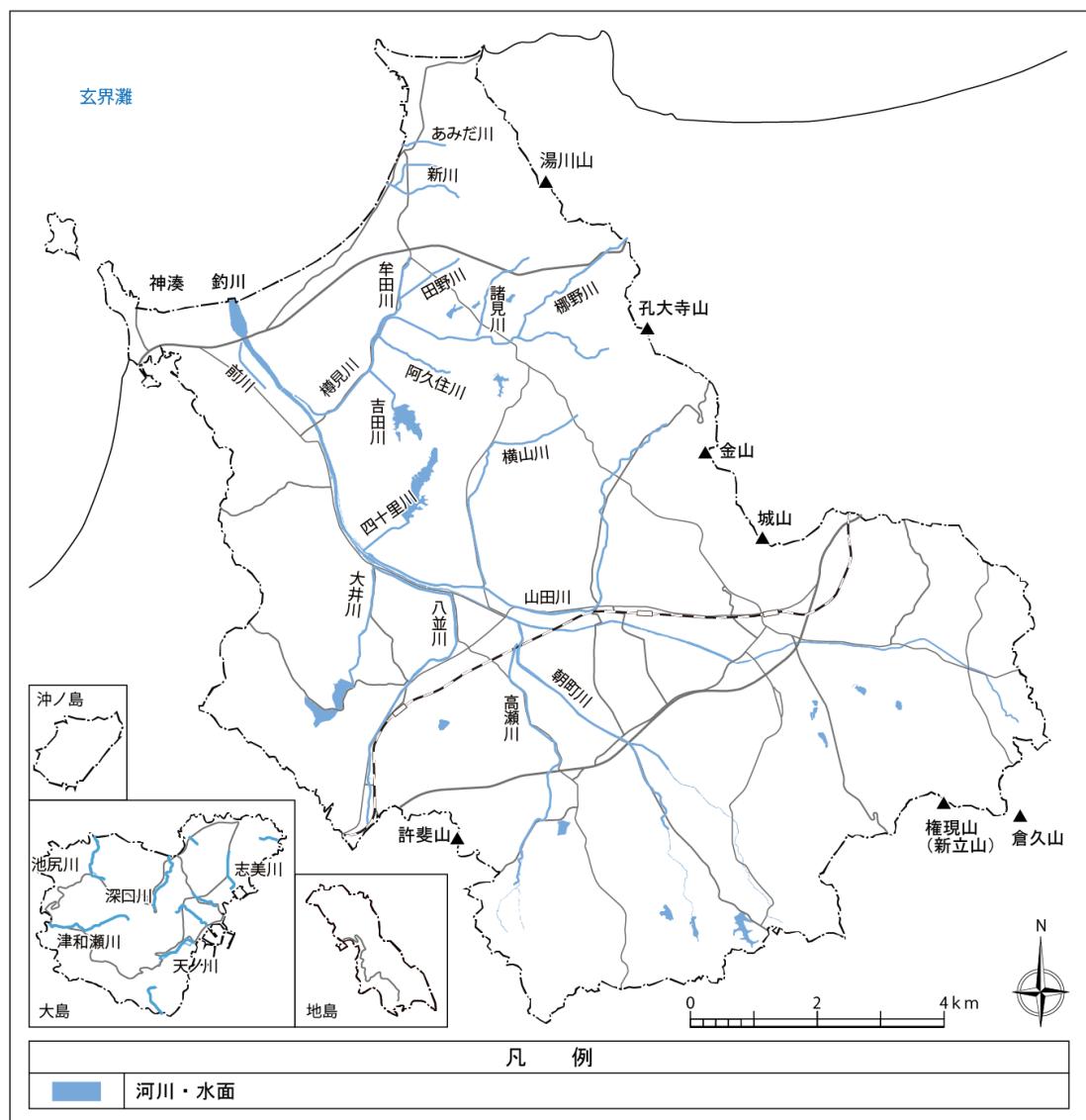


図 宗像市の水系

(4) 気象

本市は、日本海型気候区に属し、気温と降水量の平年値（令和2年～令和6年）では、年間平均気温は16.8°Cで、比較的温暖な気候風土ではあるが、夏季は最高気温が30°Cを超える暑さが続く一方、冬季には氷点下となることもある。年間降水量は1,695mm程度、月別降水量は45.8mm～342.3mmの範囲にあり、7月がピークとなる。

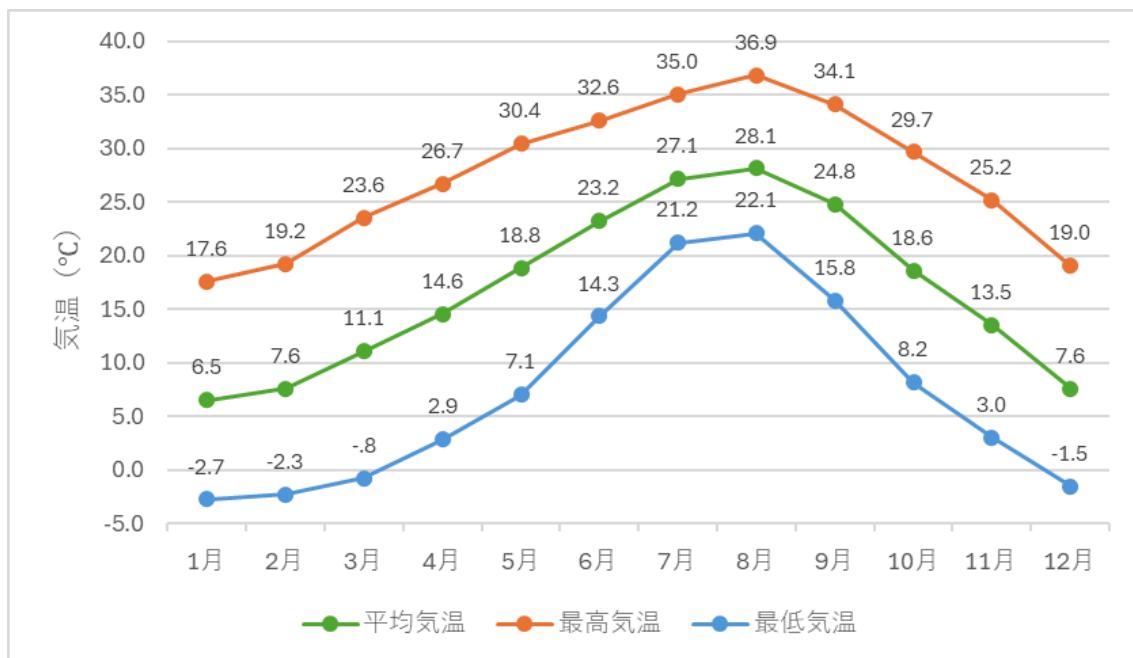


図 月別の気温(令和2年～令和6年) (資料:気象庁HP)

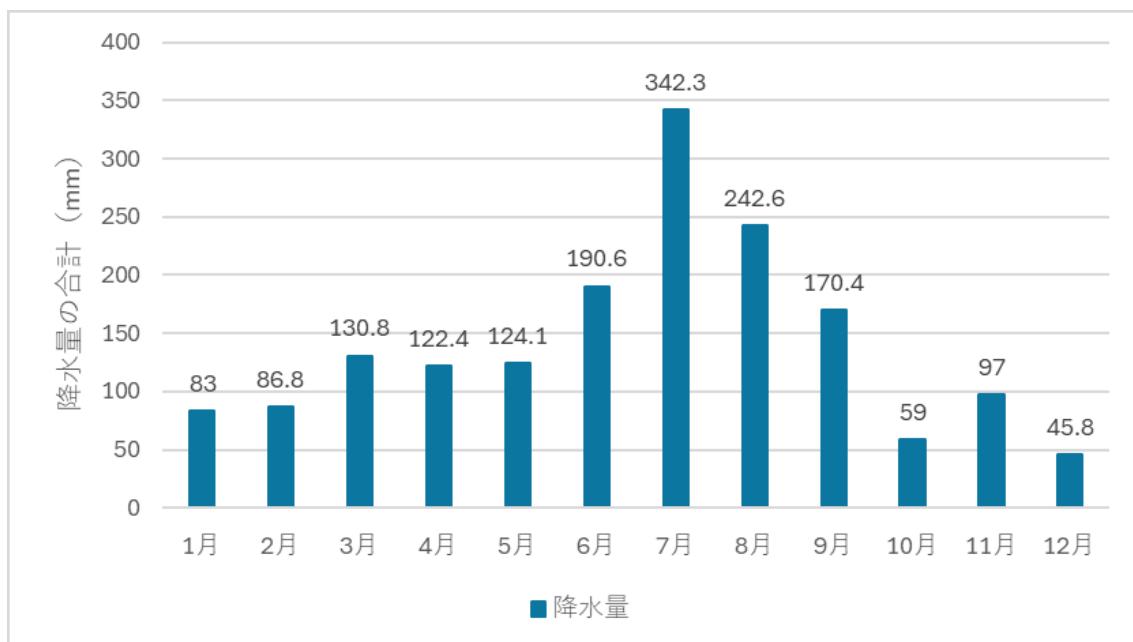


図 月別の降水量(令和2年～令和6年) (資料:気象庁HP)

(5) 社会的条件

令和2年国勢調査における本市の総人口は97,095人であり、5年間で1.0%とわずかな伸びを示しているが、人口増加傾向は鈍化している。また、世帯数は41,038世帯であり、人口と同様に増加傾向が見られるが、世帯当たりの人員は減少傾向が続いている。一方、高齢者人口（65歳以上人口）の比率は29.7%となっており、現在の70～74歳人口をピークとする年齢構成から、今後さらに高齢化が進行すると予想される。

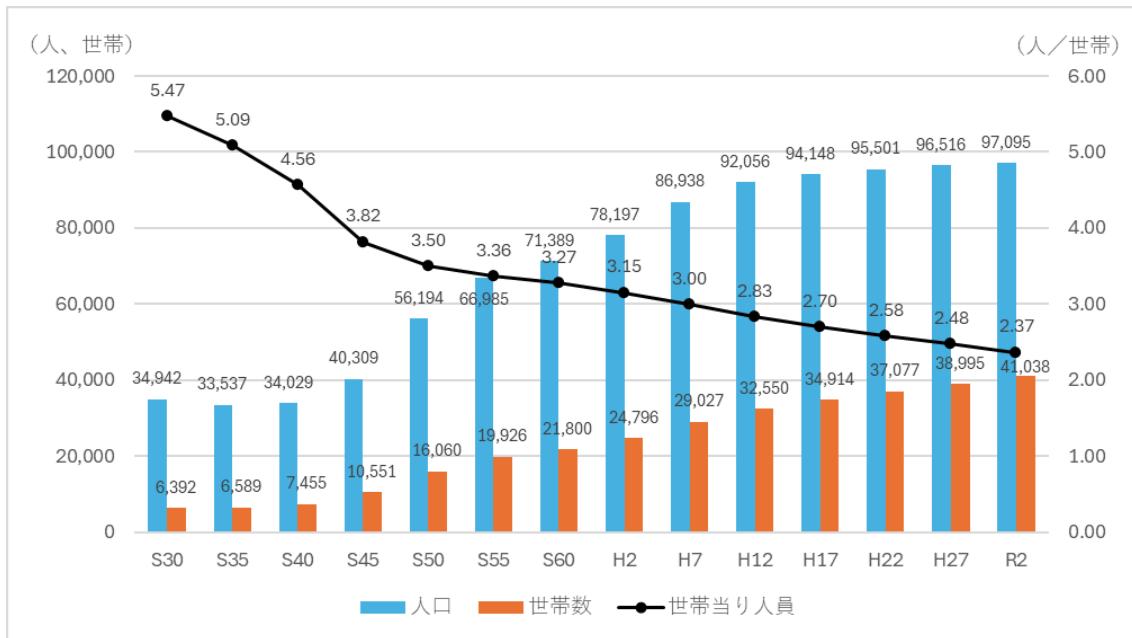


図 人口及び世帯数推移(資料:国勢調査)

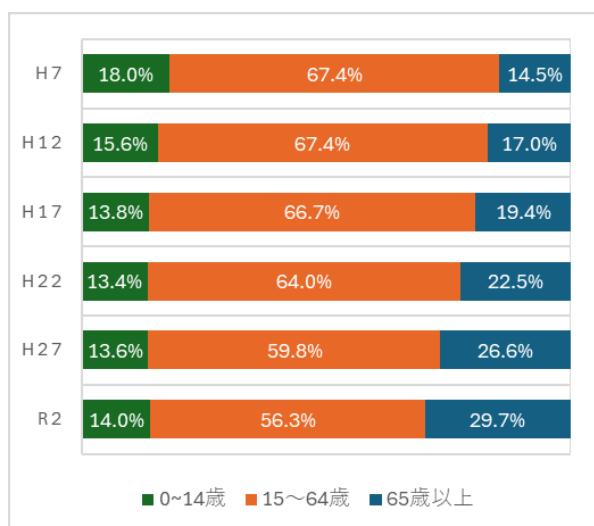


図 3階級別人口(資料:国勢調査)

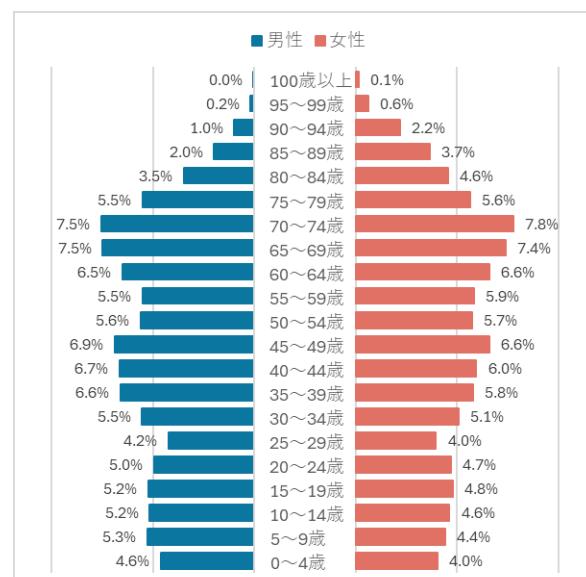


図 5才階級別人口(資料:国勢調査)

7. 対象とする自然災害

(1) 風水害

近年、全国的に線状降水帯の発生による集中豪雨や、台風の大型化による被害が相次いでいる。本市においても、平成30年7月、令和5年7月、令和6年7月の大雨などで、市内各地で道路冠水や土砂崩れが発生していることに加え、令和7年8月には、9日から11日の3日間で607mmという記録的な降雨により、住宅や店舗、道路、農作物等に甚大な被害が発生した。

住宅被害を右表に示す。

被害名称	件数
全壊	1
半壊	5
床上浸水	19
その他(床下浸水等)	53

図 令和7年8月豪雨の住宅被害(宗像市)

本市を流れる釣川は、上流部を除くと勾配がきわめて緩く、下流の東郷付近で数本の支流がまとまって本流と合流しているため、下流側の水位変化の影響が上流側に及ぶ背水現象が生じることがある。

昭和28年と昭和34年の豪雨災害の際には、土砂災害による人的被害が発生している。

また、令和7年8月の豪雨に加え、平成30年西日本豪雨、令和3年8月、令和5年7月、令和6年7月の大雨などで、市内で道路冠水や土砂崩れが発生している。

釣川水系釣川・八並川・山田川洪水浸水想定区域(平成30年4月27日指定)では、JR赤間駅付近から多礼付近の釣川両岸に連続して「水深2.0~5.0m未満の区域」が広がり、その周囲にも「水深1.0~2.0m未満の区域」が見られる。

土砂災害の危険性は、市内に849箇所の土砂災害警戒区域の指定があり、がけ崩れ警戒区域(特別警戒区域)が河東、日の里、自由ヶ丘などの住宅団地造成地の市街地周辺部等に多く見られる。

(2) 地震災害

県内における直近の地震災害としては、福岡県西方沖地震(震源震度9km、マグニチュード7)があり、本市では震度5弱を観測し、重傷者1名、軽傷者1名、住宅被害(一部損壊)67棟の被害が出ている。福岡管区気象台での有感地震記録では、1904年の観測開始以来、震度5以上を観測したのは福岡県西方沖地震の1度だけである。

福岡県の「地震に関する防災アセスメント調査報告書」では、本市に最も大きな人的被害を及ぼすのは、本市と福津市の市境に位置する西山断層帯における地震と分析されている。

(3) 津波災害

福岡県内において、津波による大きな被害は過去発生していない。

福岡県の「津波浸水想定」及び「津波浸水想定にかかる建物被害・人的被害の算定」では、西山断層帯における大規模地震に伴う津波の被害想定が示されている。

8. 被害想定

(1) 風水害

本市の地域防災計画で想定している風水害被害は以下の通りである。

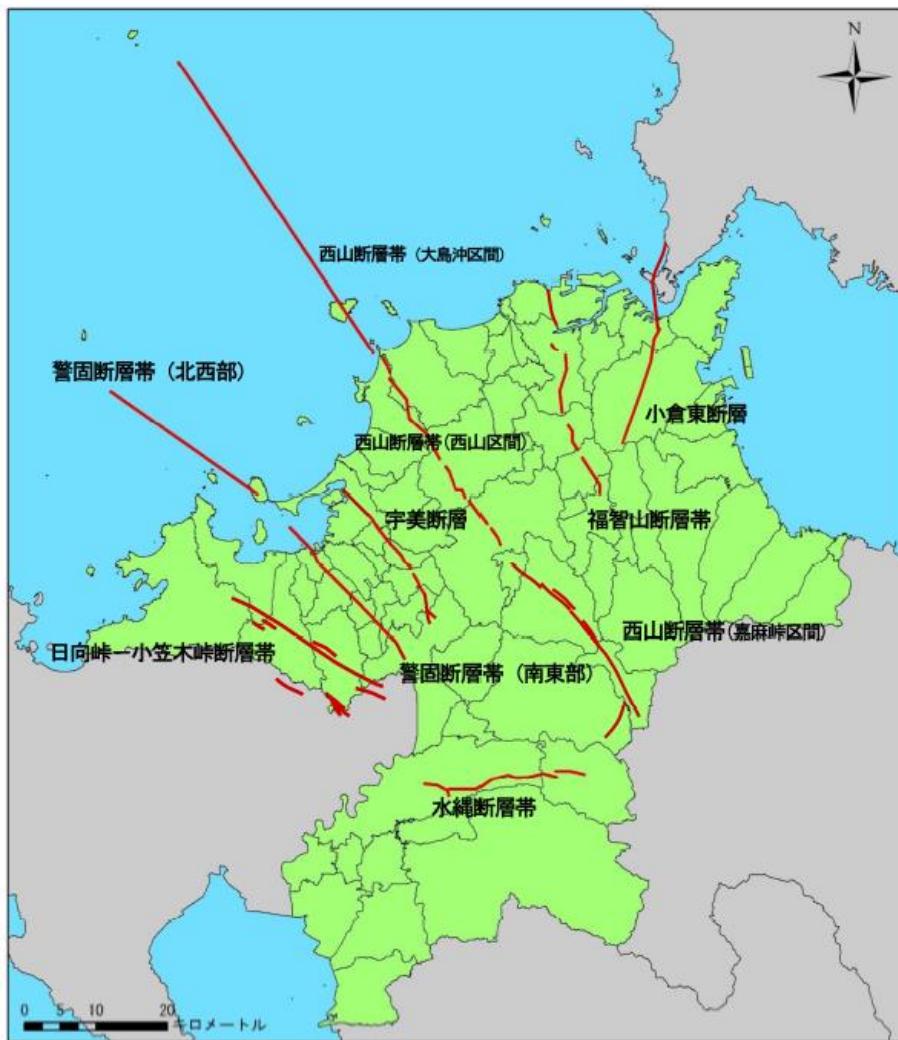
表 風水害により被害を受ける可能性のある箇所

災害形態	危険区域・箇所		箇所数・面積
水害	重要水防箇所（河川）		8箇所
	災害危険河川区域		108箇所
	重要水防箇所（海岸）		2箇所
	浸水危険地区		– km ²
土砂災害	土砂災害（特別）警戒区域	土石流	167(内151)区域
		急傾斜地の崩壊	680(内628)区域
		地すべり	2(内0)区域
	砂防指定地		36箇所
	土石流危険渓流		100箇所
	地すべり防止区域		1箇所
	地すべり危険箇所		3箇所
	急傾斜地崩壊危険区域		25箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面Ⅰ）		230箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面Ⅱ）		235箇所
山地災害	急傾斜地崩壊危険箇所（人工斜面Ⅰ）		34箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（人工斜面Ⅱ）		21箇所
	山腹崩壊危険地区（国有林）		2箇所
	山腹崩壊危険地区（民有林）		56箇所
	崩壊土砂流出危険地区（民有林）		48箇所
その他	地すべり危険地区（林野庁所管）		1箇所
	地すべり危険地区（民有林）		2箇所
	道路危険箇所		83箇所
防災重点農業用ため池		188箇所	
ため池及び頭首工改修箇所		17箇所	

(2) 地震

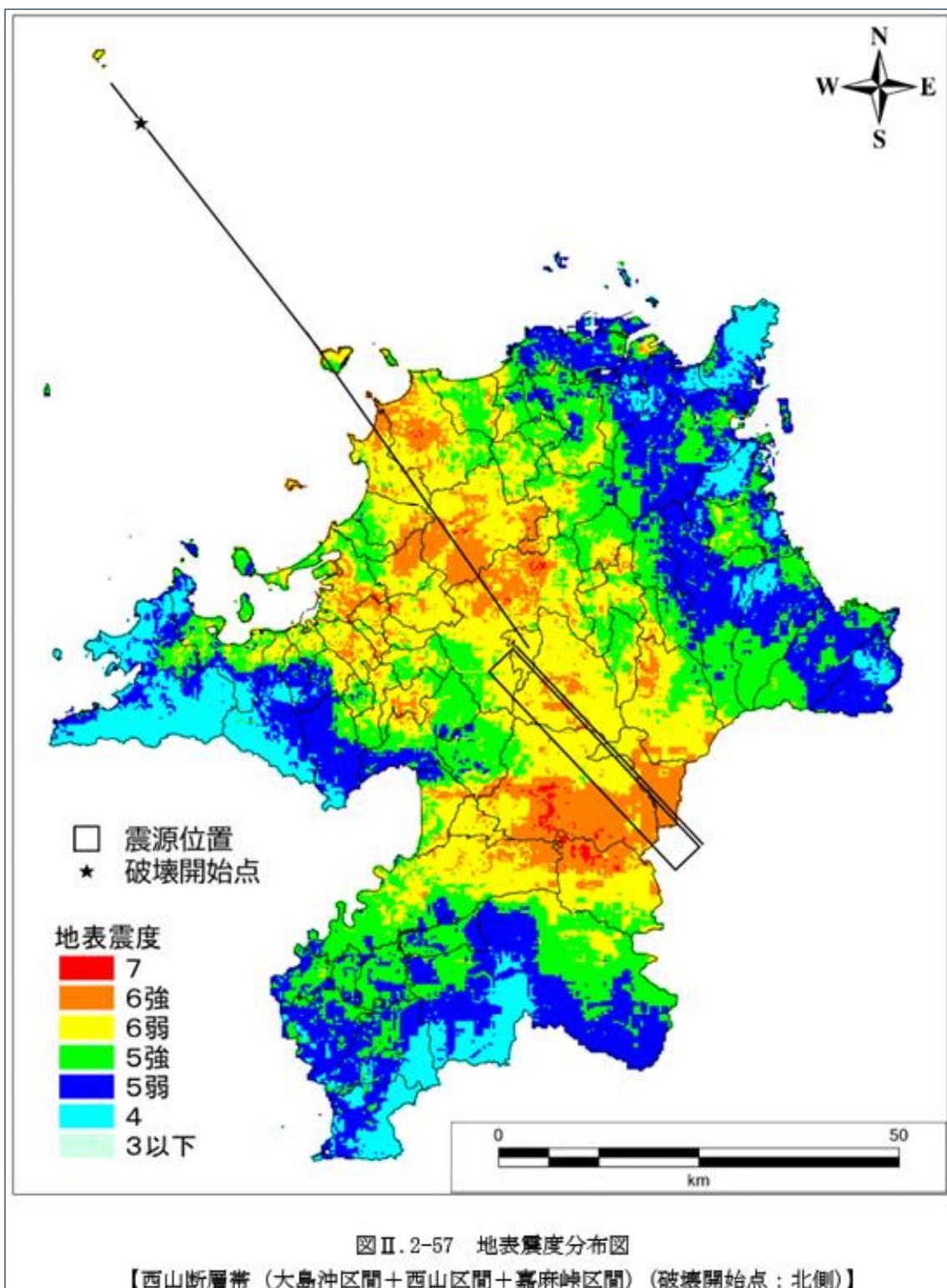
福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（令和7年9月）によると、県内で7つの活断層（小倉東断層、福智山断層帯、西山断層帯、宇美断層、警固断層帯、日向岬・小笠木岬断層帯、水縄断層帯）が確認されており、本市に最も大きな人的被害を及ぼすと想定される活断層は、西山断層帯で、最大震度7が想定されている。

10年前の前回調査時の最大震度は6強であり、また、揺れの大きいエリアが拡大したため、全壊全焼は、600棟から1,700棟に、半壊は500棟から4,300棟に、避難者数は1,000人から7,900人に増加している。



資料：「地震に関する防災アセスメント調査報告書」福岡県（R7.9）

図 福岡県周辺における活断層



資料：「地震に関する防災アセスメント調査報告書」福岡県（R7.9）

図 西山断層帯による地震被害想定

(3) 津波

本市で想定されている津波被害は以下の通りである。

表 津波の浸水想定及び被害想定

最高津波水位を 起こす波源の断層	最速津波 到達時間 (分)	最高津波 到達時間 (分)	最高津波 水位(m)	人的被害 (死者数)	物的被害 (棟)	
					全壊	半壊
西山断層帯	3	19	4.3	4	5	82

【留意点】

- ・「最速津波到達時間」とは、地震発生時から 20cm 水位上昇までに要した時間。
- ・人的・物的被害は、津波浸水想定と人口・建物分布を重ね合わせ、津波到達時間やその浸水深を踏まえ推計。
- ・人的・物的被害は、最大値を計上。
- ・人的被害は、夜間に津波が発生した場合の数値。

第2章 脆弱性の評価

1. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本市で想定される大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、国基本計画や県地域計画、本市の地域特性等を踏まえ、6つの「事前に備えるべき目標」において、その妨げとなる23の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
① あらゆる自然災害に起因する直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
	1-2	津波・高潮による多数の死傷者の発生
	1-3	河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
	1-4	土砂災害（土砂・洪水氾濫など）による多数の死傷者の発生
	1-5	情報伝達の不備や防災リテラシー※教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生
② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞（旧2-3）
	2-2	被災地における医療機能の麻痺（旧2-5）
	2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化・死者の発生（旧2-7）
	2-4	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の長期停止（旧2-1）
	2-5	大量かつ長期の帰宅困難者の発生による混乱（旧2-4）
	2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生（旧2-2）
	2-7	大規模な自然災害と感染症等の同時発生（旧2-6から変更）
③ 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
④ 経済活動を機能不全に陥らせない（旧6）	4-1	サプライチェーン※の寸断・一極集中による経済活動の機能不全（旧6-1）
	4-2	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響（旧6-2）

⑤情報通信サービス、電力等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる (旧4、5)	5-1	インターネット・SNS等の情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能(旧4-1)
	5-2	上下水道等の長期にわたる供給機能停止(旧5-1、5-2統合)
	5-3	交通インフラの長期にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
⑥社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する (旧8)	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態(旧8-2を分割)
	6-2	災害対応・復旧を支える人材等の不足、地域コミュニティの崩壊により復興できなくなる事態(旧8-2を分割)
	6-3	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ(旧8-1)
	6-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失(旧8-3)
	6-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態(旧8-4)

2. 脆弱性評価結果

23の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとに、本市が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析するとともに、遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、それぞれに対する推進方針を第3章で整理する。

第3章 国土強靭化の推進方針

1. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な推進方針を以下の通り定めた。

なお、別表で国交付金等を活用して行う個別事業を整理し、その他の個別事業等については、別途整理する「個別事業（アクションプラン）」において示すこととする。併せて、できるだけ重要業績指標（KPI）を設定し、事業の進捗管理を行う。

1-1：大規模地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

- ① 地震時にブロック塀の倒壊等による人的被害の発生を防ぐため、安全性に問題のあるブロック塀の撤去・改修等を促進する。建築物の所有者等に対し、木造戸建て住宅の耐震改修が進むよう支援し、一層の耐震化を促進する。【建築課】
- ② 宗像市アセットマネジメント計画に基づき、老朽化が進んでいる市営住宅の改修、建替えを促進する。【建築課】
- ③ 宗像市アセットマネジメント計画に基づき、学校施設の改修や修繕等を推進する。【安全安心な学校づくり課】
- ④ 広報や啓発文書を活用し、管理不全な空き家所有者に適正管理に努めるよう促す。【都市再生課】
- ⑤ 社会福祉施設や児童福祉施設等の倒壊・火災等を防ぐため、施設の改修や修繕、耐震化を進める。【福祉政策課、国保医療課、高齢者支援課、子ども育成課】
- ⑥ 家具の転倒防止策や身を守る行動のとり方等について、学校や自治会の防災訓練等を通じて啓発する。【危機管理課】
- ⑦ 市民に必要な情報が迅速かつ確実に伝わるよう、防災行政無線の充実強化を図ることで災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、携帯通信事業者が提供する緊急速報メールの活用など多様な手段の整備に努める。【危機管理課】

- ⑧ 自主防災組織と連携した避難体制の構築や防災リーダーの確保育成を推進する。また、コミュニティ運営協議会、自治会及び市が連携しながら地区防災計画に関する取組を促進することで、住民等の自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図る。

【危機管理課、コミュニティ協働推進課】

1-2：津波・高潮による多数の死傷者の発生

- ① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には後発地震に対して警戒する措置が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合には注意する措置が効果的に行われるよう、市内部及び関係機関等と情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、実態に即応した効果的な措置を講じる。【危機管理課】

- ② 津波や高潮による被害の軽減を図るため、海岸堤防の整備や維持補修等を推進する。

【福岡県北九州国土整備事務所】

- ③ 市民に必要な情報が迅速かつ確実に伝わるよう、防災行政無線の充実強化を図ることで災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、携帯通信事業者が提供する緊急速報メールの活用など多様な手段の整備に努める。【危機管理課】【再掲】

- ④ 自主防災組織と連携した避難体制の構築や防災リーダーの確保育成を推進する。また、コミュニティ運営協議会、自治会及び市が連携しながら地区防災計画に関する取組を促進することで、住民等の自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図る。

【危機管理課、コミュニティ協働推進課】【再掲】

1-3：河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

- ① 幹線道路の通行を確保するため、適切な維持管理を進める。【建築課、維持管理課】
- ② 気象の可能性がある市管理河川の改修を推進する。【維持管理課】
- ③ 県管理河川の堤防の嵩上げや河道の掘削、堰の改築といった治水事業を推進する。
【福岡県北九州国土整備事務所】
- ④ 県が実施する河川改修事業と連携し、市街地での浸水被害を抑制するため、樋門や排水ポンプ施設、雨水貯留施設の維持管理や整備を図る。
【福岡県北九州国土整備事務所】【下水道課、雨水対策室】
- ⑤ 用水路及び井堰等の農業用施設の老朽化対策を推進する。また、異常気象等の発生による突発的又は広域かつ長期的な浸水を防ぐため、田んぼダム、ため池、農用地の湛水被害を防止するための農業用排水施設等の整備・改修等を推進する。
【施設整備課】
- ⑥ 市内の主要箇所について、道路冠水等の状況が把握できる防災監視カメラの設置を行い、インターネットを通じた市民への公開を図る。【危機管理課】
- ⑦ 豪雨災害の危険性が高まる出水期前に水防訓練を実施する。【危機管理課】
- ⑧ 水害時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、自主防災組織等に対し、洪水ハザードマップ及び内水ハザードマップを活用した防災訓練の実施等を働きかける。【危機管理課】
- ⑨ 市民に必要な情報が迅速かつ確実に伝わるよう、防災行政無線の充実強化を図ることで災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、携帯通信事業者が提供する緊急速報メールの活用など多様な手段の整備に努める。【危機管理課】【再掲】
- ⑩ 自主防災組織と連携した避難体制の構築や防災リーダーの確保育成を推進する。また、コミュニティ運営協議会、自治会及び市が連携しながら地区防災計画に関する取組を促進することで、住民等の自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図る。
【危機管理課、コミュニティ協働推進課】【再掲】

1-4：土砂災害（土砂・洪水氾濫など）による多数の死傷者の発生

- ① 土砂災害対策の一環として、急傾斜地の対策や維持管理を推進する。【維持管理課】
- ② 土砂災害対策の一環として、治山施設、森林及び林道の整備を推進する。【施設整備課】
- ③ 土砂災害対策の一環として、砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域の周知を図り、維持補修等を推進する。【福岡県北九州県土整備事務所】
- ④ 市民に必要な情報が迅速かつ確実に伝わるよう、防災行政無線の充実強化を図ることで災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、携帯通信事業者が提供する緊急速報メールの活用など多様な手段の整備に努める。【危機管理課】【再掲】
- ⑤ 自主防災組織と連携した避難体制の構築や防災リーダーの確保育成を推進する。また、コミュニティ運営協議会、自治会及び市が連携しながら地区防災計画に関する取組を促進することで、住民等の自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図る。【危機管理課、コミュニティ協働推進課】【再掲】

1-5：情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

- ① 各学校が策定した危機管理マニュアル等を活用し、様々な種類の災害を想定した避難訓練を推進する。【教育総務課】
- ② 災害が発生した際の危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようになるための防災教育を推進する。【教育総務課】
- ③ 災害発生を想定した保護者への引き渡し訓練の定期的な実施や災害発生時の危険想定箇所、下校ルートの確認等を行う。【教育総務課】
- ④ 避難場所と防災教育の両方で活用できる防災公園等の整備を進める。【危機管理課】
- ⑤ 関係者（介護支援専門員等）に対して避難支援体制の構築等に向けた啓発を進める。【高齢者支援課】
- ⑥ 障害福祉サービス事業所等の障がい福祉関係機関が防災について正しい知識を持ち、適切な対応ができるよう、障害者自立支援協議会で防災にかかる研修会を実施する。【福祉政策課】

- ⑦ 外国人観光客への防災情報伝達のため、市内観光施設に避難所の英語表記の看板設置や観光パンフレット等に避難情報等の掲載を進める。【産業政策課】
- ⑧ 留学生等の外国人居住者に対して、宗像市の防災情報を理解してもらうため、外国人向けの防災マップの配布、外国人向け防災メール・まもるくんの登録促進及び防災知識習得のための啓発講座の実施を進める。【危機管理課】
- ⑨ 高齢者、子ども、外国人など多様な視点を踏まえた災害時用備蓄の重要性について、各種広報、出前講座等を通じて啓発する。【危機管理課】
- ⑩ 災害時、市職員が行動マニュアルに従った行動がとれるよう、緊急情報伝達システムメールへの登録を徹底した上で、定期的に防災研修を実施する。
【危機管理課、人事課】
- ⑪ 災害時、交通機関の麻痺を最小限とするため、平常時から関係機関（九州運輸局・運輸支局、福岡県、西鉄バス、警察等）との連携を図る。
【地域公共交通政策室、元気な島づくり課】
- ⑫ 避難の遅れを防ぐため、毎年実施している総合防災訓練の中で市内全域を対象とした避難訓練を行う。【危機管理課】
- ⑬ 避難行動要支援者の迅速な避難に繋げるため、地域や関係者による避難支援体制の構築等を推進するとともに、併せて避難行動要支援者事業（要支援者名簿登録、個別避難計画作成）の啓発を進める。【危機管理課】
- ⑭ 避難行動要支援者の安全の確保を高めるため、福祉専門職や地域住民の計画作成への理解向上及び避難支援者の確保等に取り組み、個別避難計画の作成を進める。また、消防団や県等と連携し、避難行動要支援者の避難訓練を実施する。【危機管理課】
- ⑮ 災害リスクの高い区域内の要配慮者施設について、避難確保計画の策定と訓練実施を促す。【危機管理課】
- ⑯ 法令に基づく情報の収集・伝達を確実に行うため、県と国、市町村、防災関係機関とを結ぶ福岡県防災・行政情報通信ネットワークの計画的な維持管理について、県と連携する。【危機管理課】

- ⑯ 避難者の健康が維持されるよう、避難所の生活環境の改善、車中泊・テント泊等の避難所以外避難者の支援等について、必要に応じて避難所運営マニュアルを見直す。

【危機管理課】

- ⑰ 災害発生時及び平時の備えの段階から、男女共同参画の視点をもって対応できる人材を育成するため、自主防災組織や地域コミュニティのリーダー、地域防災の担い手となる男女を対象に研修を実施する。【危機管理課】

- ⑲ 迅速な避難に繋げるため、できるだけ多くの手段で災害時の通行止め情報や危険情報等の周知を図るとともに、緊急情報伝達システムからの災害情報配信を行う。

【危機管理課】

- ⑳ 災害時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、適切に避難情報を発令できるよう取り組む。【危機管理課】

2-1：警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞

- ① 防災監視カメラの設置を進め、災害時の幹線道路の渋滞情報や被害状況を把握し、情報共有を図り、救助活動の推進に努める。【危機管理課】

- ② 災害時にも消防団が稼働できるよう、宗像市アセットマネジメント計画に基づき、消防団格納庫の移設及び耐震化を図るとともに、併せて車両の整備を推進する。

【危機管理課】

- ③ 災害拠点病院である宗像水光会総合病院において、救命救急活動を行えるよう災害派遣医療チーム（DMA T）等の受入体制を進める。【危機管理課】

2-2：被災地における医療機能の麻痺

- ① 災害時、医療従事者による応急医療を行うため、関係機関（病院、医師会等）との連携を強化する。【健康課】
- ② 市保健師、市管理栄養士および応援派遣された保健師等による被災者の健康管理支援を行う体制を整備する。【健康課】
- ③ 海上タクシー等、あらゆる移動手段を検討し、重症患者の広域移送体制を進める。【元気な島づくり課、危機管理課】

2-3：劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化・死者の発生

- ① 避難所となっている公共施設の衛生環境を保全するため、平時から環境整備に関する対策を講じる。【アセットマネジメント推進課、危機管理課】
- ② 県と連携し、被災者の健康管理支援活動を迅速かつ適切に実施できるよう、マニュアルを整備し、関係機関が連携して中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。【健康課】
- ③ 避難生活時に特段の配慮が必要な人については、専用のブースを設ける等、状況に応じた対応を図る。【危機管理課】
- ④ 心身的な負担による災害関連死を防ぐため、避難所内の衛生管理を推進する。【危機管理課】
- ⑤ 災害関連死の防止、避難生活環境の向上を図るため、避難生活支援における地域のボランティア人材を育成するスキルアップ研修を実施するとともに、当該人材を地域・避難所とマッチングするための仕組みの構築を検討する。【危機管理課、コミュニティ協働推進課】
- ⑥ 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保する。【危機管理課】
- ⑦ ジェンダーバランスに配慮した避難所運営体制を確保する。【危機管理課】
- ⑧ 社会福祉に精通した職員、NPO 等の避難所運営への参画を推進する。【危機管理課、福祉政策課、コミュニティ協働推進課】

- ⑨ 避難所等における生活環境の安全・安心を確保し、多様なニーズに対応するため、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～（令和2年5月）」に基づき、女性職員の参画を図るとともに、自主防災組織や消防団等の地域における女性防災リーダーと連携による、防災の現場における女性の参画の拡大を推進する。【危機管理課】
- ⑩ 避難所となる市立学校の体育館空調システムの維持管理を推進する。
【安全安心な学校づくり課、危機管理課】
- ⑪ 本市で導入したトイレカーを災害時にトイレが使えなくなった避難所等で活用する。また、本市のトイレカーを国の災害対応車両登録に登録し、本市でトイレが不足する場合は国の災害対応車両の提供を受ける体制を整備する。
【危機管理課】

2-4：被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の長期停止

- ① 災害時、輸送のための主要な路線が寸断されないよう、道路施設や橋梁施設の点検調査及び補修を推進する。【建築課、維持管理課、施設整備課】
- ② 水道水の供給機能を維持するため、水道施設の点検調査及び補修を推進する。
【宗像地区事務組合】
- ③ 物資を供給するルートである緊急輸送道路が機能不全とならないよう、道路の維持管理や補修だけでなく、電柱倒壊の防止として無電柱化を推進する。
【福岡県北九州県土整備事務所】
- ④ 非常用食料、飲料水、生活必需品などの防災倉庫備蓄品の入替整備を毎年度実施する。
【危機管理課】
- ⑤ 市の備蓄物資が不足することに備え、民間業者との物資供給の協定締結を維持する。
【危機管理課】
- ⑥ 職員が災害時受援計画に従った行動がとれるよう、定期的に訓練を実施する。
【危機管理課】
- ⑦ 市民や事業所等による備蓄を促進するため、出前講座や防災展示、市広報紙等での広報を実施する。【危機管理課】

2-5：大量かつ長期の帰宅困難者の発生による混乱

- ① 帰宅困難者が一時的に避難できる一時避難所の提供を行うため、市内の事業所等との協定締結を進める。【危機管理課】
- ② 想定を超える大量の帰宅困難者の発生・混乱を抑えるため、休憩・情報提供等の帰宅支援場所となる公園、緑地、広場等の維持管理を推進する。
【建築課、維持管理課、危機管理課】

2-6：多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- ① 災害時、離島（大島、地島）が孤立しないよう、島内のネットワーク整備や関係機関（消防、九州運輸局・運輸支局等）との連携による交通手段の確保を図る。
【元気な島づくり課】
- ② 自助・共助による地域防災を推進するため、自主防災組織の活動促進や防災リーダーの確保育成を進める。【危機管理課、コミュニティ協働推進課】

2-7：大規模な自然災害と感染症等の同時発生

- ① 避難所での感染症拡大を防ぐため、県との連携を強化し、平常時から感染症予防対策を進める。【健康課】
- ② 予防接種が可能な疾病は、平時から広報等を通じて予防接種の啓発を行う。発災時に緊急に感染症のまん延を予防する必要があると認める場合に、予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施できるよう、国や県、関係機関との情報共有を図るとともに、密な連携を図る。【健康課】
- ③ 感染症が終息されない中、避難所を開設するとなった場合は、体調不良者専用の避難所を開設する等、集団感染の予防に努める。【危機管理課】
- ④ 感染症が終息されない中、避難所を開設するとなった場合は、県と連携して、陽性者等が最寄りの避難所に避難しないよう、連携の強化を図る。【健康課、危機管理課】
- ⑤ 避難所における感染防止対策を徹底するため、避難所運営マニュアルに従った適切な避難所運営ができるよう、市職員、自主防災組織、防災士等を対象とした研修会等を通じて啓発を進める。【危機管理課】
- ⑥ 感染症まん延下における自然災害対応を円滑に実施するため、避難所の収容力の確保、水、食料、燃料その他の物資等の確保、プライバシーの確保や要配慮者等にも配慮した取組を推進する。【危機管理課】

3-1：行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

- ① 防災拠点となる市役所本庁舎やその他の公共施設においては、宗像市アセットマネジメント推進計画に基づき、適正管理、長寿命化を進める。【アセットマネジメント推進課】
- ② 災害時に行政機能が低下しないよう、非常用電源の整備を進める等、バックアップ体制の強化を推進する。【アセットマネジメント推進課】
- ③ 災害時、迅速に罹災証明書を交付できる体制づくりを進める。【税務課】
- ④ 基幹系ネットワークが障害による機能停止とならないよう、通信回線の冗長化や予備機の確保を進める。【デジタル推進課】

- ⑤ 災害・被害想定の見直しや組織の機構改編等に合わせて業務継続計画を見直し、実効性のある計画としておくことで、災害時においても行政機能を確保できるように備える。
【危機管理課】
- ⑥ 大規模災害時に市外からの支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するため、受援計画や応援協定の継続的な見直しを実施し、受援体制の整備を進める。
【危機管理課】
- ⑦ 災害時に被災者の状況把握及び支援体制の強化を図るために導入した被災者支援システムを活用する。【危機管理課】
- ⑧ 災害発生時に職員が迅速に参集できるよう、的確な情報の配信と連絡体制の整備を進める。【危機管理課】
- ⑨ 避難所担当職員の技術の向上や関係機関との更なる連携強化を図るため、総合防災訓練等を実施する。【危機管理課】
- ⑩ 災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部設置運営訓練を実施するとともに、訓練の検証結果を基に、必要に応じて地域防災計画や災害時職員行動マニュアルなどの見直し等を行う。【危機管理課】

4-1：サプライチェーンの寸断・一極集中による経済活動の機能不全

- ① 宗像市商工会等と連携し、市内事業者に対し、業務継続計画策定の必要性や策定方法等の周知を図る。また、災害発生時には、被災商工業者の事業の再開・継続を総合的に支援する。【産業政策課】
- ② エネルギー供給の復旧のため、電力会社等との連携協定締結を維持する。【危機管理課】

4-2：食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

- ① 災害発生時は生鮮品等の確保が必要なことから、農業団体等との連携を強化する。
また、各事業者による事業継続計画（BCP）の策定を推進する。

【産業政策課、農林水産課】

- ② 災害発生に備え、水産物の流通を滞らせないために、各漁港の外郭施設や主要な岸壁等の耐震化を進めるとともに、併せて既存施設の点検を行い、必要に応じて修繕・補修等の機能保全対策を実施する。【施設整備課】

- ③ 水産物の流通拠点である鐘崎漁港における、漁業活動及び水産物の流通の停滞を防ぐため、水産物関連施設の安全性の確保、BCPに基づく訓練等を実施する。

【施設整備課、農林水産課】

- ④ 市備蓄物資の確保を進めるとともに、民間企業等との物資供給の協定締結を維持する。

【危機管理課】

5-1：インターネット・SNS等の情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

- ① 多様なツールを活用し、情報伝達ができる体制を維持する（防災行政無線、宗像市防災ホームページ、防災メール、LINE、X（旧Twitter）等）。

【秘書政策課、危機管理課】

- ② 避難所におけるインターネット回線による情報伝達手段を確保するため、避難所スペースで利用できるWi-Fi環境、蓄電池を整備する。【危機管理課】

- ③ 市民や事業者等が災害時に災害・防災情報を確実に利活用できるよう、市民や事業者等に対し、乾電池・モバイルバッテリー等の備蓄を働きかける。【危機管理課】

5-2：上下水道等の長期にわたる機能停止

- ① 北九州市上下水道局との協定に基づき、速やかに水道施設を復旧するよう努める。

【宗像地区事務組合】

- ② 災害時においても、可能な限り給水できるよう、水道施設の耐震化を進める。

【宗像地区事務組合】

- ③ 宗像地区事務組合単独での対応が困難な甚大な被害に備え、福岡県内の水道企業団等との連携を強化する。【宗像地区事務組合】
- ④ 「上下水道耐震化計画」に基づき、上下水管路の耐震化を推進する。【下水道課、宗像地区事務組合】
- ⑤ 災害時においても、汚水処理施設を維持するため、下水道施設の改修を計画的に実施する。【下水道課】
- ⑥ 災害時に汚水処理施設が機能不全とならないよう、下水道B C P※の改定を適宜行う。【下水道課】
- ⑦ 災害時、緊急対応が必要な場合に備えて、自衛隊等との連携体制を維持する。【危機管理課】

5-3：交通インフラの長期にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

- ① 災害時に物資輸送ルートを確保するため、道路や橋梁等、既存施設の点検調査及び補修を推進する。【建築課、維持管理課、施設整備課】【再掲】
- ② 災害時における道路の安全性を向上させるため、急傾斜地の崩壊や落石を防ぐための整備を進める。【維持管理課、福岡県北九州県土整備事務所】
- ③ 大規模災害時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路の改良整備、無電柱化を進める。【福岡県北九州県土整備事務所】
- ④ 大規模災害時の鉄道不通に備え、代替交通手段について関係機関との連携を進める。【地域公共交通政策室】

6-1：自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

- ① 大規模災害発生時における迅速な復旧を図るため、市職員を対象とした技術力向上のための研修やマニュアル・手引の作成等を推進する。【危機管理課、人事課】
- ② 災害発生に備え、地方自治体等との災害時応援協定を進める等、広域的な応援体制の構築を図る。【危機管理課】

- ③ 被災者が必要としている支援制度等を一元的に集約した情報を整理し公開する。
【危機管理課】
- ④ 災害時に迅速かつ円滑な復旧を図るため、建設関係業者や建設関係業界団体と復旧工事・支援業務に関する協定を維持する。【危機管理課】

6-2：災害対応・復旧を支える人材等の不足、地域コミュニティの崩壊により復興できなくなる事態

- ① 大規模災害発生時における迅速な復旧を図るため、市職員を対象とした技術力向上のための研修やマニュアル・手引の作成等を推進する。
【危機管理課、人事課】【再掲】
- ② 災害時に自主防災組織における防災活動の強化を図るため、これまでに養成をした防災士のフォローアップを進める。加えて、防災士を活用した地域の防災体制づくりを進める。【危機管理課、コミュニティ協働推進課】
- ③ 社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置を含め、防災対策に関する活動やボランティアの養成等に取り組む。災害時ボランティア活動を円滑に行うため、市社会福祉協議会も含めてそれぞれの役割分担や連携方法を明確化するとともに、平時から協力・連携体制の構築を図る。また、災害時の機能的な災害ボランティアセンター設置・運営のため、市社会福祉協議会との協働による研修会や訓練の実施、他の関係機関やボランティア人材とのネットワーク構築を行うことにより、災害時に備えた実効性のある体制整備を促進する。【コミュニティ協働推進課、社会福祉協議会】
- ④ 地域防災の要である消防団員の確保を行うとともに、消防団員の防災力向上に繋がる訓練等の実施を行う。【危機管理課】
- ⑤ 災害時に迅速かつ円滑な復旧を図るため、建設関係業者や建設関係業界団体と復旧工事・支援業務に関する協定を維持する。【危機管理課】【再掲】

6-3：災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

- ① 大規模災害時は、大量の災害廃棄物が発生することが予想されるため、災害廃棄物処理計画に基づく体制作りを進める。災害廃棄物の仮置場として適用可能な土地をリストアップするとともに、災害発生時に確実に運用できるよう準備を進めるなどの取組を通じ災害廃棄物処理計画の実効性の確保に取り組む。【環境課】
- ② 迅速な復旧・復興を図るため、災害廃棄物処理計画に基づき、県や市町村、関係団体を対象とした支援要請や広域処理の調整等を行い、処理体制の整備を図る。
【危機管理課、環境課】

6-4：貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- ① 災害時のコミュニティの崩壊をできるだけ防ぐため、日頃からの地域コミュニティ活動を支援する。【コミュニティ協働推進課】
- ② 災害から貴重な文化財、世界遺産構成資産を守るため、避難経路の確保、防災設備の更新等、文化財における防災措置の強化を図る。【世界遺産課】
- ③ 災害によって文化財、世界遺産構成資産の毀損滅失が生じた場合、復旧等必要な措置が即座にとれる体制づくりを進める。【世界遺産課】
- ④ 災害時、文化財を守る体制を迅速にとることができるように、文化財防火訓練を行う。
【危機管理課】

6-5：事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- ① 県の「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」に基づき、災害時に必要な建設型応急仮設住宅を迅速かつ適切に提供できるよう建設可能戸数や候補地の確認等、供給体制の維持を図る。【建築課、危機管理課】
- ② 被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、公営住宅等の公的賃貸住宅及び賃貸型応急住宅の提供について、県が作成した「災害時における住宅支援手引書」を活用し、県や関係団体との情報共有及び連携を図る。【建築課、危機管理課】

第4章 計画の推進と見直し

1. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、全庁横断的な体制に加え、国や福岡県、関係機関、事業者等と連携して進めていく必要がある。

国土強靭化の観点では、市の各種計画の指針となるものであることから、施策毎の進捗管理については特に注意が必要である。危機管理課は、毎年、関係各課にヒアリングを行い、各取組等の進捗管理を徹底していくものとする。

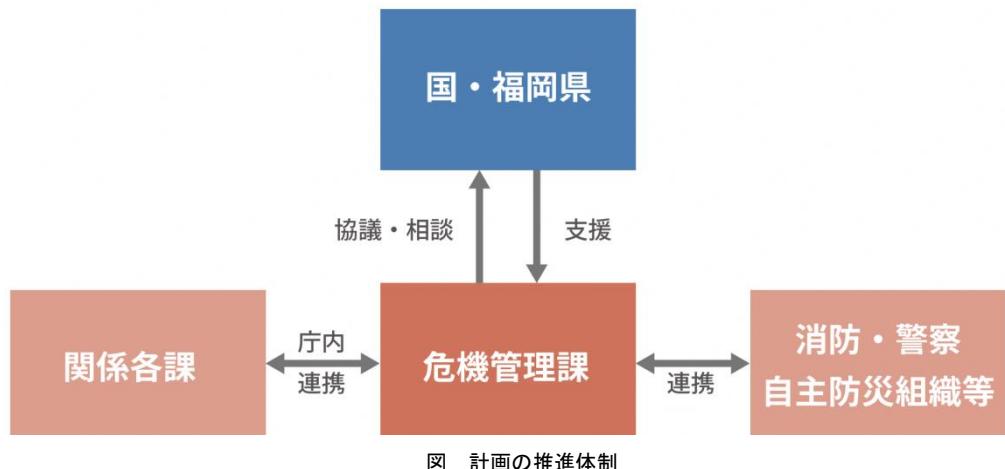


図 計画の推進体制

2. 計画の見直し

本計画については、PDCA サイクルの考え方を通じて、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化、基本計画の変更、県計画の改定等を考慮し、推進すべき施策を中心に適宜適切に、本計画を見直すこととする。



図 PDCA サイクルの考え方

卷末資料 個別事業一覧（国交付金等活用）

事業項目	交付金等の名称	事業の概要	事業スケジュール					担当課
			R8	R9	R10	R11	R12	
ブロック塀等撤去費補助金	社会資本整備総合交付金	危険なブロック塀等の撤去工事費にかかる補助	▶	▶	▶	▶	▶	建築課
木造住宅耐震改修工事費補助金	社会資本整備総合交付金	木造戸建て住宅の耐震改修工事にかかる補助	▶	▶	▶	▶	▶	建築課
防災対策事業(排水ポンプ車・整備工事)	緊急防災・減災事業債	水害対策を行うための移動式排水施設整備	▶					危機管理課
小型ポンプ購入	石油貯蔵施設立地対策交付金	市民の生命・財産を災害から守るための消防設備整備	▶					危機管理課
浸水対策事業	緊急自然災害防止対策事業債	浸水対策のためのポンプ場等の施設整備	▶	▶	▶	▶	▶	雨水対策室
照明 LED 整備工事	脱炭素化推進事業債	避難所となる学校施設の照明の老朽化対策を推進するもの。(高効率型照明器具(LED 照明器具)への更新)	▶					安全安心な学校づくり課
トイレ大規模改造工事	学校環境改善交付金 大規模改造(トイレ)	避難所となる学校施設のトイレの老朽化対策を推進するもの。	▶					安全安心な学校づくり課

事業項目	交付金等の名称	事業の概要	事業スケジュール					担当課
			R8	R9	R10	R11	R12	
特別支援学級整備工事	学校環境改善交付金 大規模改造（バリアフリー）	避難所となる学校施設の防災機能強化のためバリアフリーを推進するもの。	▶					安全安心な学校づくり課
恵愛保育園耐震診断	就学前教育・保育施設整備交付金	新耐震基準導入前（S52）建築のため、耐震診断実施後に、建替又は補強工事を実施。		▶				子ども育成課
消防ポンプ車購入 防火水槽工事	緊急防災・減災事業債	市民の生命・財産を災害から守るための消防設備整備	▶					危機管理課
史跡宗像神社境内防災施設整備事業	国宝重要文化財等防災施設整備費補助金	宗像大社中津宮の消火設備、自動火災報知機等防災施設の整備	▶	▶	▶			世界遺産課
史跡宗像神社境内整備事業	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	宗像大社の河川護岸、急傾斜法面等の整備			▶			世界遺産課
田熊石畳遺跡歴史公園防災施設整備事業		案内管理棟の止水板設置	▶					世界遺産課

以上

用語解説

ライフライン

電気、ガス、水道など生活に必須なインフラ設備。

P D C A サイクル

Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の 4 段階を繰り返す継続的改善手法。

防災リテラシー

突発的な災害時に適切な行動をとるための防災知識や技術。

サプライチェーン

商品が消費者に届くまでの、「原料調達」→「製造」→「在庫管理」→「物流」→「販売」までの一連の流れ。

防災士

防災のための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した民間資格。

下水道 B C P

業務継続計画 (Business Continuity Plan) のこと。災害発生時においても、適切な業務執行を行うことを目的とし、実践的な災害対応の手順を表したもの。